

山陽電気鉄道株式会社

ご利用になる前に必ずお読み下さい

弊社ではハンドル形電動車いすでの鉄道利用の条件を次のように定めております。

- ハンドル形電動車いすでの鉄道利用は、ハンドル形電動車いすが身体障害者福祉法および児童福祉法に基づく補装具が交付されている場合、障害者自立支援法に基づく補装具費が支給されている場合ならびに介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ、貸与されている場合に限りです。
- ご利用の際は、利用の都度以下の書類のいずれかを駅窓口等で提示してください。
 - ・ ハンドル形電動車いす交付証明書
 - ・ ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
 - ・ 補装具交付決定通知書(「決定内容欄」に「ハンドル形電動車いす」と記載のあるもの)
 - ・ 補装具費支給決定通知書(「決定内容欄」に「ハンドル形電動車いす」と記載のあるもの)
 - ・ 身体障害者手帳(補装具欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確認印のあるもの)
 - ・ 福祉用具貸与利用の利用契約書等(介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ、貸与されている者に発行されたもの)
 - ・ ハンドル形電動車いす提供証明書(介護保険制度により指定福祉用具貸与事業所または指定介護予防福祉用具貸与事業所から発行されたもの)
- ご利用の際は、事前にご利用駅の連絡先にお問合せいただきますようお願いいたします。また、ご案内に時間がかかる場合があります。ご利用にあたっては、余裕を持って(30分位前までに)駅にお越しください。
 - ※ 改札を入場されて、直接列車乗務員に申し出られてもご利用いただけません。
- お客さまが指定されたご利用可能駅までご乗車ください。途中駅での降車変更はできません。
- 混雑時や運輸上支障のある場合、また取扱いの時間帯などによっては、ご利用いただけない場合があります。
- 改札を入場していただいても、ハンドル形電動車いすの全長がエレベーターの全長を上回る場合、ハンドル形電動車いすの形状によりご乗車をお断りする場合があります。
- 駅構内では、低速(約2km/h以下)で、十分なご注意のもと安全な運転をお願いいたします。
- 鉄道施設内の利用中にハンドル形電動車いすのご利用が原因で発生した事故・紛争・器物の破損等についてはお客さまの責任として処理していただくこととし、鉄道会社は、一切の責任を負いかねます。
- その他の取扱いは、当社旅客営業規則などによります。

平成28年7月25日現在

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
1	あ	荒井	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
2	い	板宿	
3		山陽明石	
4		山陽網干	
5	さ	山陽塩屋	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
6		山陽垂水	
7		山陽姫路	
8	し	飾磨	
9		白浜の宮	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
10	た	高砂	
11		滝の茶屋	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
12	に	西新町	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
13		西代	
14		西二見	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
15	は	浜の宮	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
16		播磨町	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
17	ひ	東二見	
18	へ	別府	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります
19	ま	舞子公園	駅係員不在ですので対応にお時間を頂戴する場合があります

最終更新日(確認日):平成28年7月25日